

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案について

1. 法律の概要

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）附則第1条本文においては、改正法は「公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中建設業法第二十七条、第二十七条の二第一項及び第二十七条の十六第一項の改正規定並びに附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」こととされている。

※ 改正法は、令和元年6月12日に公布済み

2. 政令の内容

<一年六月以内に施行することとされている部分>

改正法の施行期日は、令和2年10月1日とする。

ただし、以下の規定については令和元年9月1日から施行。

○建設業法

- ・ 施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加（第二十五条の二十七）
- ・ 建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加（第二十七条の三十九）
- ・ 中央建設業審議会による工期に関する基準の作成（第三十四条）

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加（第十七条）

<二年以内に施行することとされている部分>

改正法のうち附則第一条ただし書により二年以内に施行することとされている部分については、令和3年4月1日から施行する。

3. スケジュール

閣議決定日：令和元年8月27日（火）